

「建設業技能労働者確保・育成支援事業」に取り組む団体等を支援します

I 事業の目的

本事業は、建設業従業者の高齢化、担い手不足が喫緊の課題となっている現状において、建設現場で直接施工を担う技能労働者の確保・育成を図ることを目的とした事業です。技能労働者の確保・育成に取り組む団体等に対し補助金を交付いたします。

II 本事業の対象者

次のすべてに該当する者とします。

- (1) 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂・平成 26 年 4 月 1 日施行）の建設業に該当する工事業を営む山形県内の企業から構成され、山形県全域を対象とする組合、協会、連合会。
- (2) 山形県内に事務局を有する組合、協会、連合会。

III 補助対象事業の内容

技能労働者の確保を目的とした以下の取組み

(1) 動画、ポスター制作

専門職種の職人技の凄さ、巧さをPRし、建設業への魅力や関心を高め、技能労働者の確保につながる事業

(2) 出前講座、出張就職説明会

高校生の建設業への入職を促進するため、講座に出向いたり、職人の技術を披露することで、興味・関心を持たせ、技能労働者の確保につながる事業

(3) インターンシップ受入

建設業の多くの職種でインターンシップを受入れ、建設業に触れ合える機会を広げることで技能労働者の確保につながる事業

(4) 合同企業説明会

合同企業説明会への出展や合同企業説明会を開催し、技能労働者の確保につながる事業

(5) 担い手確保に向けた学習会等の開催

経営者向けの研修会等への参加や、技能労働者確保に向けた取組み、手法等を学ぶ研修会を開催し、その手法を活用し技能労働者の確保につながる事業

(6) 「働き方改革」に取り組むための社内規定等の整備

労働者の正社員化、月給制導入、週休2日導入など労働環境改善に向けた社内規定を改正し、社員の受入体制を整え技能労働者の確保につながる事業

(7) 多様な人材確保に向けた説明会等の開催

建設業の人材活用の裾野を広げるための説明会等を開催し、技能労働者の確保につながる事業

(8) 資格取得のための講習会等の開催

資格取得を支援し技能労働者の育成につながる事業

(9) 上記のほか建設業技能労働者の確保・育成に資する事業

IV 補助対象経費

費目	内容
賃金	出前講座、出張就職説明会、インターンシップ受入指導者に対する日当
報償費	講師、相談員派遣に対する謝礼金等
費用弁償	講師、相談員派遣に対する交通費
旅費	研修会、講演会等の出席者の交通費
食糧費	講師昼食代等
需用費	消耗品費、各種事務用品（パソコン本体、ソフト等の備品は対象外）、印刷製本費等、テキスト購入代 等
役務費	インターンシップ受入に伴う損害保険料、通信運搬費等 (振込手数料は対象外)
委託費	会場設営、PR動画、ポスター作成等に係るもの
使用料及び賃借料	機材借上料、会場借上料等
その他	知事が特に必要と認める経費

※支出を証明する書類として、領収書（写）が必要。領収書は補助事業者名があて名となっているものに限る。

※光熱水費、消耗品費、通信運搬費、機材借上料等、既存事業部門との区分が不可能な経費は対象外とする。（当該補助事業と既存事業部門と明確な区分ができる場合を除く）

V 補助率等

補助対象経費の2分の1以内（補助上限額：20万円）

※国、地方公共団体等の補助金を活用している場合は、その額を除いた額の2分の1又は20万円のいずれか低い額とする。

VI 選定基準

選定に当たっては、次の条件を総合的に勘案して選定します。

- (1) 主に下請負業者から構成される専門工事組合等を優先すること。
- (2) 事業内容が補助金の交付目的に照らして適切であること。
- (3) 事業実施の体制や事業計画が妥当であること。
- (4) 事業成果が見込まれること。
- (5) 原則として既存事業の財源振替になっていないこと。

VII 募集期間

平成31年4月12日から予算の上限に達する日まで

VIII 事業実施期間

交付決定日以降から平成32年3月31日まで

IX 交付要綱・申請様式

別紙のとおり

X 申請受付先及び問い合わせ先

山形県 県土整備部 建設企画課 建設業振興担当

〒990-8570 山形市松波2-8-1 TEL: 023-630-2658